

岩美町通学路安全プログラム

平成27年3月

岩美町通学路安全対策推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の三省庁が連携し、通学路の安全確保を目的とした合同点検が全国で実施された。

岩美町においても、平成24年から岩美町、鳥取県、鳥取警察署、学校関係者、国土交通省などの関係機関が連携し、通学路において合同点検を実施し、個々の案件について点検結果を踏まえた対策を実施している。

引き続き継続的な通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、関係機関の連携体制を構築し、「岩美町通学路安全プログラム」を策定する。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう取り組みを行う。

2. 岩美町通学路安全対策推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下のメンバーとする「岩美町通学路安全対策推進会議」を設置した。

- ・岩美町教育委員会事務局（「岩美町通学路安全対策推進会議」事務局）
- ・岩美町
総務課、産業建設課
- ・鳥取県県土整備事務所
計画調査課
- ・国土交通省鳥取河川国道事務所
道路管理二課、鳥取国道維持出張所
- ・鳥取警察署
交通第一課
- ・学校代表
岩美町校長会
- ・PTA代表
岩美町PTA連合会

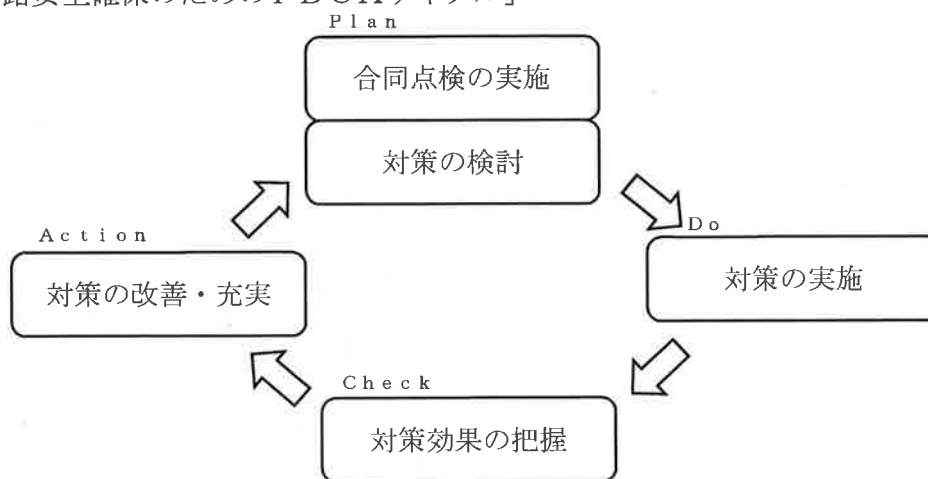
3. 取り組み方針

(1) 基本的な考え方

継続的な通学路の安全確保に取り組むため、定期的な合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行き、対策の改善・充実を行う。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路のより一層の安全性向上を図る。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 関係者の連携・協力

教育委員会、交通安全所管課、学校、PTA（保護者）、道路管理者、警察等の関係者が連携し、合同点検及び対策の実施を図る。取り組みにあたっては、地域住民や道路利用者、関係機関などの協力が得られるよう努める。

(3) 情報の公開について

地域住民や道路利用者などの協力を得るため、通学路の安全確保の取り組みについてホームページで情報発信することとする。また、関係者で認識を共有するため、合同点検の実施状況や対策状況などの情報も併せて公表する。

4. 合同点検の実施について

(1) 合同点検の実施体制

合同点検は各学校単位で行うものとし、教育委員会、交通安全所管課、学校、PTA（保護者）、道路管理者、警察を含む体制で実施することとする。

(2) 合同点検の実施方法

合同点検については、以下の手順で実施する。

①現地での合同点検に先立ち、通学路内で危険と思われる箇所「点検箇所」を選定する。点検箇所の選定にあたっては、教育委員会が各学校に学校、PTA（保護者）の要望を踏まえ点検箇所を抽出するよう依頼する。また警察や道路管理者の立場から、合同での点検が望ましいと考える箇所についても必要に応じて点検箇所として抽出する。

②各学校毎に抽出された点検箇所について、合同での点検実施が望ましいと判断された箇所を「合同点検箇所」として選定し、関係機関で調整し合同点検実施日を決定する。また合同点検実施に際し、地域住民の立ち合いが望ましいと判断される箇所については合同で立ち会うこととする。実施時期については概ね7月～9月頃とするが、積雪時の危険箇所については冬季に点検を実施するなど、必要に応じて適切に通学状況が把握できるよう実施時期に配慮する。

③合同点検を実施し、対策メニューを検討する。対策メニューの検討にあたっては、各関係機関と連携して実施することとする。

④対策メニューに基づき、個別の案件に対し各対策を実施する主体機関が、それぞれに対策案（設計、実施計画等）を作成する。

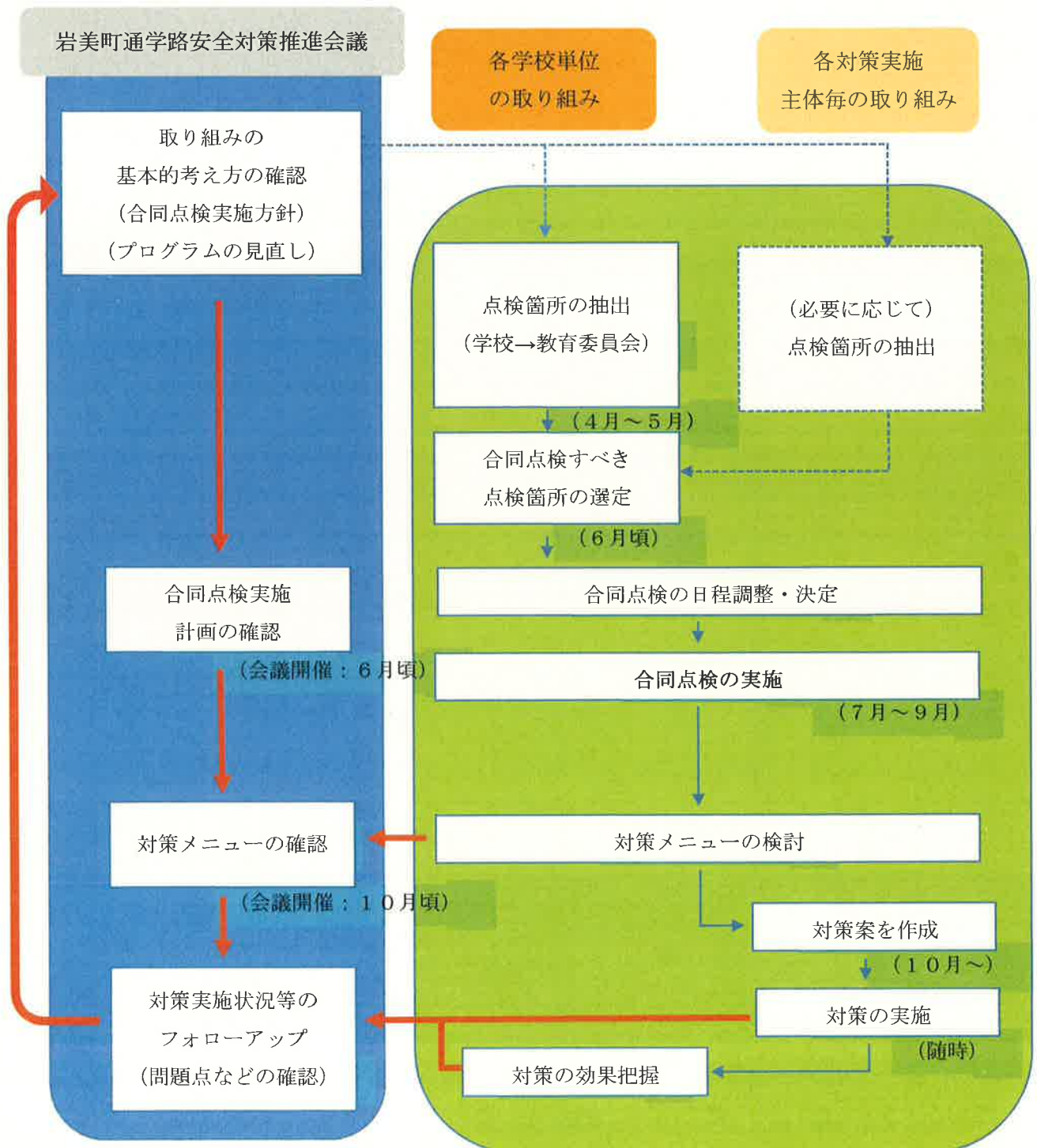
⑤対策案に基づき、対策を随時実施する。

⑥実施された対策について、児童・生徒の通学時の安全性向上が図られているか効果把握に心がける。また、効果把握の結果を踏まえ、必要に応じて更なる対策を講ずるべきか検討する。

5. 本プログラムの推進について

(1) 推進フロー

本プログラムを実施するにあたり、基本的なフローを下記のとおり示す。なお、各段階での時期については、概ねの目安とし、関係機関で調整の上、可能なものから随時実施することとする。



(2) フォローアップについて

岩美町通学路安全対策推進会議は、交通事故の発生状況、合同点検を踏まえた対策の実施、対策等の効果を把握することにより、プログラムにおける取り組みのフォローアップを行い、以降の取り組みの基本的な考え方に反映させる。